

# 第184期 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日



## 帝国ホテル

日時

2025年6月24日（火）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル東京 本館3階  
富士の間

インターネット及び郵送による  
議決権行使期限

2025年6月23日（月）  
午後5時30分まで

・議決権の事前行使の方法につきましては、  
4ページから5ページをご参照ください。

### 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度  
導入の件

本総会でのお土産のご用意はございません。

証券コード 9708

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

すでにご高承のとおり、本年4月1日に私は当社代表取締役社長に就任いたしました。

当社は迎賓館としての役割を担い開業し、本年11月に開業135周年を迎えます。開業以来、国際的ベストホテルを目指すメイドインジャパンのホテルとして「日本的価値観」を大切にし、サービスを磨き続け、人々が集う場を提供してまいりました。これからもグランドホテルとしての役割を果たし、地域の発展に寄与できる存在をめざしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社帝国ホテル  
代表取締役社長 風間 淳

## 企業理念

### 理念

帝国ホテルは、創業の精神を継ぐ日本の代表ホテルであり、国際的ベストホテルを目指す企業として、最も優れたサービスと商品を提供することにより、国際社会の発展と人々の豊かでゆとりある生活と文化の向上に貢献する。

証券コード 9708  
2025年6月2日  
(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
**株式会社 帝国ホテル**  
代表取締役社長 風 間 淳

### 第184期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第184期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第184期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.imperialhotel.co.jp/financial/general-meeting>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「帝国ホテル」又は「コード」に「9708」をご入力の上検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬具

当日のご出席に代えて、インターネット又はご郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

《議決権行使期限：2025年6月23日（月曜日）午後5時30分到着／送信分まで》

## 記

1. 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時 (受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 東京《本館3階 富士の間》
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 第184期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

**電子提供措置事項**に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

法令が定める基準日(3月31日)までに書面交付請求をされていない株主様には、招集ご通知(サマリー版)をお送りしております。また、書面交付請求をいただいた株主様にお送りしている書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 「会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査役会の監査報告書」

なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

以 上

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

## インターネットによる 議決権行使の場合



行使期限

**2025年6月23日  
(月曜日)  
午後5時30分まで**

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月23日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

[詳しくは次ページへ](#)

## 書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

**2025年6月23日  
(月曜日)  
午後5時30分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日(月曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 株主総会に ご出席される場合



株主総会開催日時

**2025年6月24日  
(火曜日)  
午前10時**

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。  
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

## (ご参考) インターネットによる議決権行使のご案内

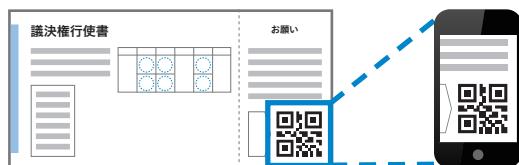
### 「スマート行使」による方法



議決権行使が簡単に！  
「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード (ID) 及びパスワードのご入力不要です）。

「スマート行使」へのログインイメージ図



QRコードの読み取りのみでログイン完了  
(ID・パスワードの入力不要)

- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ご注意

- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

**お問い合わせ先** ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先
- その他の株式事務に関するお問い合わせ先



**0120-768-524**

(年末年始を除く 9:00～21:00)



### 「議決権行使 ウェブサイト」 による方法

- 1 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード (ID)」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主様に変更されたものを含みます) は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- 4 パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。



**0120-288-324**

(土・日・祝日を除く 9:00～17:00)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保による安定配当の継続を基本方針とし、株主の皆様への利益還元に努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに当社の基本方針を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株につき4円とさせていただきたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき2円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき6円となります。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金4円 総額 474,696,352円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

取締役は業務執行に対する管理監督機能を等しく果たすべきという観点から、役位は執行役員のみを設定し、取締役に対する役位を廃止するため、必要な変更を行う必要があります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第13条 株主総会は、<u>社長である</u>取締役がこれを招集し、議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。 取締役会の決議により、相談役若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会の決議により、相談役若干名を定めることができる。</p>
<p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し議長</u>となる。 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長である</u>取締役がこれを招集し、議長となる。<u>会長である</u>取締役に欠員又は事故があるときは<u>社長である</u>取締役が、<u>社長である</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる</u>。 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 定保英弥、風間 淳、筒井義信、日比野隆司、寺本秀雄、野瀬裕之、徳田 誠、大和田 寛、今井 徹、八島和彦の10氏が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名		現在の当社における地位	在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席回数	
1	再任	さだ 定	やす 保	ひで 英	や 弥	取締役会長	16年 9回/10回 (90%)
2	再任	かざ 風	ま 間	じゅん 淳		代表取締役社長	10年 10回/10回 (100%)
3	再任 社外	てら 寺	もと 本	ひで 秀	お 雄	社外取締役	2年 10回/10回 (100%)
4	再任 社外	の 野	せ 瀬	ひろ 裕	ゆき 之	社外取締役	2年 10回/10回 (100%)
5	再任 社外	とく 徳	だ 田	まこと 誠		社外取締役	2年 8回/10回 (80%)
6	再任	おおわ 大和田	だ 寛	ひろし 寛		取締役	2年 10回/10回 (100%)
7	再任	いま 今	い 井	とおる 徹		取締役	4年 10回/10回 (100%)
8	再任	や 八	しま 島	かず 和	ひこ 彦	取締役	2年 10回/10回 (100%)
9	新任 社外	なか 中	た 田	せい 誠	じ 司	—	—
10	新任 社外	ふじ 藤	もと 本	のぶ 宣	と 人	—	—

候補者  
番号1 さだ やす ひで や  
定 保 英 弥

再任

## 取締役候補者とした理由

定保英弥氏は、12年間当社代表取締役社長を務め、豊富な経験と経営に関する幅広い知見を活かし国際的ベストホテルを目指す当社の更なる企業価値向上に貢献しているほか、ホテル、観光業界の発展にも努めてまいりました。2025年4月に取締役会長となりましたが、引き続き当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

## 略歴、地位及び担当

生年月日	1961年7月6日生
在任年数（本總會終結時）	16年
所有する当社株式の数	84,900株
取締役会への出席率	9回/10回（90%）

1984年3月	当社入社	2013年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員 帝国ホテル東京総支配人
2004年6月	当社帝国ホテル東京営業部長	2015年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員 帝国ホテル東京総支配人兼人事部、人材育成部担当
2008年6月	当社帝国ホテル東京副総支配人 兼ホテル事業統括部長	2017年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2009年4月	当社常務執行役員 帝国ホテル東京総支配人	2023年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員 内部監査部、帝国ホテル東京担当
2009年6月	当社取締役 常務執行役員 帝国ホテル東京総支配人	2025年4月	当社取締役会長 会長執行役員（現任）
2012年4月	当社専務取締役 専務執行役員 帝国ホテル東京総支配人		

候補者  
番号2 かざ ま じゅん  
風 間 淳

再任

## 取締役候補者とした理由

風間 淳氏は、2022年から当社の代表取締役を務め、ホテル事業各部門、企画部門で培った豊富な知識と経験をもとに、担当役員として中長期経営計画や再開発、京都新規ホテル計画を推進しており、2025年4月に代表取締役社長に就任いたしました。以上のことから、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

## 略歴、地位及び担当

生年月日	1962年12月24日生
在任年数（本總會終結時）	10年
所有する当社株式の数	18,900株
取締役会への出席率	10回/10回（100%）

1986年3月	当社入社	2020年4月	当社常務取締役 常務執行役員 企画部、情報システム部担当
2011年4月	当社ホテル事業統括部長	2022年4月	当社代表取締役常務 常務執行役員 企画部、プロジェクト推進部、不動産事業部担当
2014年4月	当社執行役員 ホテル事業統括部長	2023年4月	当社代表取締役専務 専務執行役員 企画部、プロジェクト推進部、不動産事業部担当
2015年4月	当社執行役員 企画部長	2025年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員 内部監査部担当（現任）
2015年6月	当社取締役 執行役員 企画部長		
2017年4月	当社取締役 執行役員 情報システム部担当兼企画部長		
2019年4月	当社取締役 常務執行役員 企画部、情報システム部担当		



候補者  
番号 **3** 寺 本 秀 雄

再任 社外

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺本秀雄氏は、経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験などの当社社外取締役に必要な見識を有しており、当社取締役会において客観的な立場から公正かつ適切な助言を行っています。以上のことから、引き続き取締役会の監督機能向上に適切な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。

### 略歴、地位及び担当

2012年 6月	第一生命保険株式会社 取締役常務執行役員 グループ経営副本部長 兼経営企画部長	2017年 4月	第一生命保険株式会社 代表取締役副会長執行役員
2015年 4月	同社取締役専務執行役員 マーケティング推進本部長	2020年 4月	第一生命ホールディングス株式会社 取締役副会長執行役員 イノベーション推進ユニット長
2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 マーケティング推進本部長	2021年 4月	同社代表取締役副会長執行役員
		2022年 4月	同社取締役
		2022年 6月	株式会社第一生命経済研究所 代表取締役社長（現任）
		2023年 6月	当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長、中外製薬株式会社社外取締役



候補者  
番号 **4** の 野 瀬 裕 之

再任 社外

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野瀬裕之氏は、経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験などの当社社外取締役に必要な見識を有しており、当社取締役会において客観的な立場から公正かつ適切な助言を行っています。以上のことから、引き続き取締役会の監督機能向上に適切な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。

### 略歴、地位及び担当

2015年 3月	サッポロホールディングス株式会社 取締役戦略企画部長	2023年 6月	当社社外取締役（現任）
2019年 3月	サッポロビール株式会社 取締役常務執行役員営業本部長	2025年 3月	サッポロビール株式会社会長（現任）
2021年 3月	同社代表取締役社長 兼サッポロホールディングス株式会社 常務グループ執行役員		

### 重要な兼職の状況

サッポロビール株式会社会長

#### 生年月日

1960年 5月20日生

#### 在任年数（本總會終結時）

2年

#### 所有する当社株式の数

0株

#### 取締役会への出席率

10回/10回（100%）

#### 生年月日

1963年 2月3日生

#### 在任年数（本總會終結時）

2年

#### 所有する当社株式の数

0株

#### 取締役会への出席率

10回/10回（100%）

候補者  
番号

5

とく  
だ  
徳 田まこと  
誠

再任

社外

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

徳田 誠氏は、経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験などの当社社外取締役に必要な見識を有しており、当社取締役会において客観的な立場から公正かつ適切な助言を行っています。以上のことから、引き続き取締役会の監督機能向上に適切な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。

**略歴、地位及び担当**

2018年4月	三井不動産株式会社執行役員 ソリューションパートナー本部長	2023年6月	当社社外取締役（現任）
2022年4月	同社常務執行役員 ソリューションパートナー本部長	2023年6月	三井不動産株式会社 取締役常務執行役員
2023年4月	同社常務執行役員 総務部 関係業務担当	2024年4月	同社取締役専務執行役員（現任）

**重要な兼職の状況**

三井不動産株式会社取締役専務執行役員

**生年月日**

1964年4月13日生

**在任年数（本総会最終時）**

2年

**所有する当社株式の数**

0株

**取締役会への出席率**

8回/10回（80%）

候補者  
番号

6

おおわだ  
大和田ひろし  
寛

再任

**取締役候補者とした理由**

大和田 寛氏は、ホテル事業各部門や企画部門での長年の経験と知識をもとに、現在はプロジェクト推進部担当として再開発や京都新規ホテル計画の責任者を務め、計画の推進に努めております。以上のことから、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

**略歴、地位及び担当**

1994年4月	当社入社	2025年4月	当社取締役 常務執行役員 プロジェクト推進部長
2019年4月	当社企画部プロジェクト推進室長		プロジェクト推進部、 帝国ホテル京都、 不動産事業部担当（現任）
2022年4月	当社執行役員 プロジェクト推進部長		
2023年6月	当社取締役 執行役員 プロジェクト推進部長		

**生年月日**

1971年7月13日生

**在任年数（本総会最終時）**

2年

**所有する当社株式の数**

5,000株

**取締役会への出席率**

10回/10回（100%）

候補者  
番号

7

いま  
井とおる  
徹

再任

**取締役候補者とした理由**

今井 徹氏は、経理部や人事部、ITデジタル部門での長年の経験と知識をもとに管理部門での実績を重ね、経理部担当役員として当社グループ全体の収支・財務の面から経営強化に努めております。以上のことから、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

**生年月日**

1961年9月19日生

**在任年数（本総会最終時）**

4年

**所有する当社株式の数**

18,200株

**取締役会への出席率**

10回/10回（100%）

**略歴、地位及び担当**

1984年3月 当社入社

2007年4月 当社情報システム部長

2016年4月 当社管理部長

2020年4月 当社執行役員

企画部プロジェクト推進室付

2021年6月 当社取締役 執行役員 経理部担当  
（現任）候補者  
番号

8

や  
八 島しま  
かず  
ひこ  
和彦

再任

**取締役候補者とした理由**

八島和彦氏は、ホテル事業各部門、海外勤務等での長年の経験と知識をもとに、2023年から帝国ホテル東京総支配人として変化する経営環境に対しても的確に対処するなどホテル運営においてリーダーシップを発揮しております。以上のことから、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

**略歴、地位及び担当**

1994年4月 当社入社

2022年4月 当社帝国ホテル東京副総支配人

兼ホテル事業統括部長

2023年4月 当社執行役員

帝国ホテル東京総支配人

2023年6月 当社取締役 執行役員  
帝国ホテル東京総支配人（現任）**生年月日**

1971年7月20日生

**在任年数（本総会最終時）**

2年

**所有する当社株式の数**

3,100株

**取締役会への出席率**

10回/10回（100%）



候補者  
番号 **9** なか た せい じ  
**中 田 誠 司**

新任 社外

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中田誠司氏は、経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験などの当社社外取締役に必要な見識を有しています。以上のことから、当社経営に対して客観的な立場から公正かつ適切な助言をいただくと期待しており、取締役会の監督機能向上に適切な人材と判断し、新任社外取締役候補者となりました。

#### 生年月日

1960年7月16日生

#### 所有する当社株式の数

0株

### 略歴、地位及び担当

2009年6月	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼常務執行役	2017年4月	同社取締役兼代表執行役社長 最高経営責任者（CEO）
2016年4月	同社代表執行役副社長 最高執行責任者（COO）	2024年4月	同社取締役会長兼執行役（現任）
2016年6月	同社取締役兼代表執行役副社長 最高執行責任者（COO）		

### 重要な兼職の状況

株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役、大和証券株式会社代表取締役会長



候補者  
番号 **10** ふじ もと のぶ と  
**藤 本 宣 人**

新任 社外

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤本宣人氏は、経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験などの当社社外取締役に必要な見識を有しています。以上のことから、当社経営に対して客観的な立場から公正かつ適切な助言をいただくと期待しており、取締役会の監督機能向上に適切な人材と判断し、新任社外取締役候補者となりました。

### 略歴、地位及び担当

2017年7月	日本生命保険相互会社 取締役執行役員	2023年3月	同社代表取締役副社長執行役員
2018年3月	同社取締役常務執行役員	2025年4月	同社取締役副社長執行役員（現任）
2021年3月	同社取締役専務執行役員		

### 重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社取締役副社長執行役員

#### 生年月日

1962年10月27日生

#### 所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者 寺本秀雄、野瀬裕之、中田誠司、藤本宣人の4氏が原案どおり選任され、就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。寺本秀雄、野瀬裕之、徳田 誠の3氏が再任され、就任した場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。また、中田誠司、藤本宣人の両氏が新たに選任され、就任した場合には、当該責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2026年1月に当該保険を更新する予定です。

## 取締役及び監査役の「スキルマトリックス」

氏名		地位	独立 役員	企業 経営	新規 事業開発	国際性 国際経験	財務・会計	法務 リスク管理	営業 マーケティング	人事・労務 人材開発	サステナ ビリティ	IT デジタル
定保	英弥	取締役 会長執行役員		○	○	○			○	○	○	
風間	淳	代表取締役 社長執行役員		○	○		○		○		○	○
徳丸	淳	代表取締役 副社長執行役員		○				○		○	○	○
小路	明善	社外取締役	●	○	○	○	○			○	○	
米山	好映	社外取締役	●	○	○		○			○		
寺本	秀雄	社外取締役	●	○	○		○	○	○			○
野瀬	裕之	社外取締役	●	○	○	○			○		○	
徳田	誠	社外取締役		○	○			○	○		○	
中田	誠司	社外取締役	●	○	○			○	○	○	○	
藤本	宣人	社外取締役	●	○			○	○		○	○	
古谷	厚史	取締役 常務執行役員			○			○		○	○	
大和田	寛	取締役 常務執行役員			○		○	○				
今井	徹	取締役 執行役員			○		○					○
八島	和彦	取締役 執行役員				○			○			
田村	麻理子	常勤監査役					○	○		○	○	
金澤	陸生	監査役			○		○	○			○	
中山	こずゑ	社外監査役	●	○	○	○			○	○	○	
仲	浩史	社外監査役	●			○	○	○		○	○	○
広川	義浩	社外監査役			○				○	○	○	○

- (注) 1. 上記の記載内容は、本定時株主総会において全議案が原案どおり承認可決された場合に予定されているものとなります。
2. 本一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては2016年6月28日開催の第175期定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社グループの企業価値向上に向けた社外取締役の役割や期待が増大していることや今後のコーポレートガバナンス強化のための人材確保、昨今の経済情勢等の諸般の事情に鑑み、取締役の報酬総額は引き続き年額450百万円以内とし、社外取締役分の報酬額のみを年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案につきましては、上記の目的に照らし、委員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると考えております。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は14名（うち社外取締役は7名）となります。

#### 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

##### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（うち社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価の変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本議案を原案どおりご承認いただくことを条件に、当社の取締役（社外取締役を含みます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を21ページに記載の内容に変更することを予定しておりますが、変更を予定する決定方針は当社の指名報酬諮問委員会からの諮問に基づくものであり、同委員会からは、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を考慮した場合、本議案の内容は変更を予定する決定方針とも合致していることから、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。取締役会といたしましても、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第4号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬額（年額450百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

### (2) 本制度の対象者

取締役（うち社外取締役は本制度の対象外とします。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2025年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり64,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、320,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025年5月12日の終値902円を適用した場合、上記の必要資金は、約289百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、

本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり64,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は320,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、64,000ポイント（うち、取締役分として42,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数640個の発行済株式総数に係る議決権数1,186,050個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.05%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

対象役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

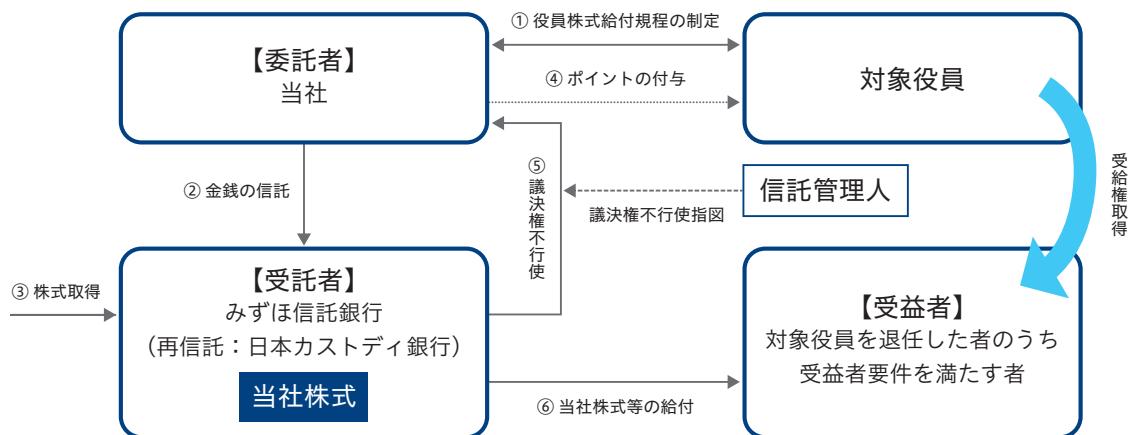
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### <ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 【参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

### (1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、透明性及び客観性を高めるため、社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議した役員報酬規程及び役員株式給付規程で定める各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた基本報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬で構成し、社外取締役については主に監督機能を担うことから基本報酬のみとする。

### (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、社会情勢や当社の事業環境等を考慮の上、取締役会で決議した役員報酬規程で定める役位に応じた額を支給するものとする。

### (3) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、当社グループ全体の利益追求、企業価値向上の意識を高めるために各事業年度のEBITDAと経営計画の達成率(人的資本や環境への取り組みなどのサステナビリティに関する項目を含む)を指標とした金銭報酬とし、役位に応じて算出された額を毎月支給するものとする。

### (4) 非金銭報酬等の内容及び額若しくはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株主との価値共有を図り、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図るためのインセンティブの付与を目的とする株式報酬とし、株式給付信託の仕組みを活用し、役位に応じたポイントを毎年一定の時期に付与し、取締役を退任した時点で保有するポイントに応じた当社株式を交付するものとする。

### (5) 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬（金銭報酬）と業績連動報酬等、非金銭報酬等の割合については、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等、非金銭報酬等の割合が、概ね70%：20%：10%となることを目安として決定する。

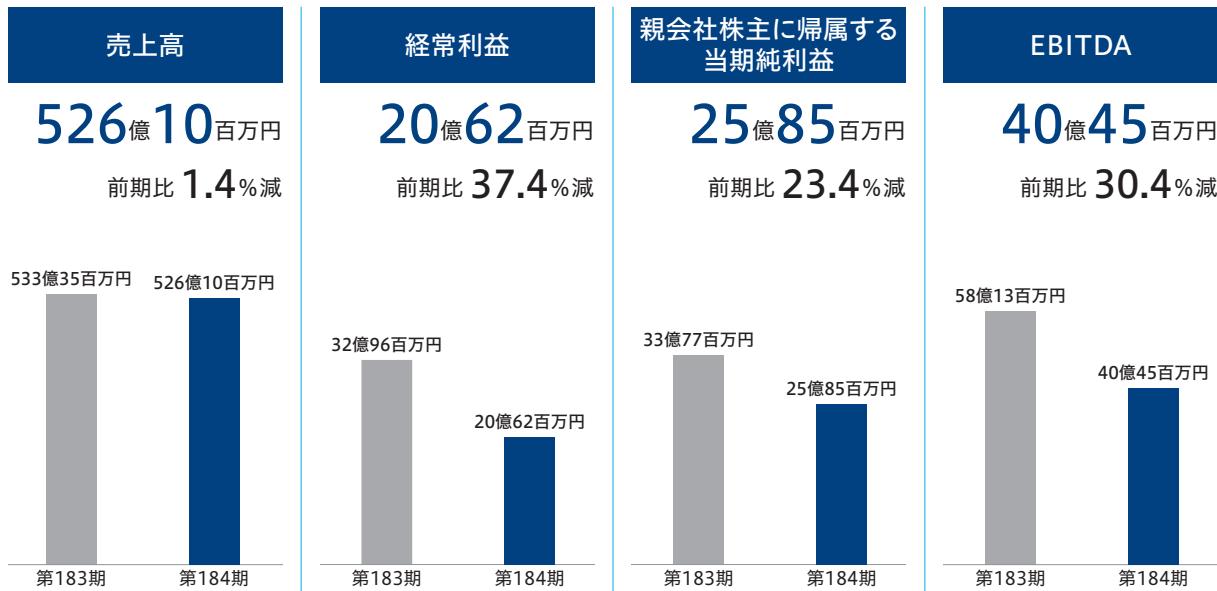
### (6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役会で取締役の報酬等を決議する際は、個人別の報酬等の内容の決定権限が適切に行使されるよう取締役会の諮問機関である社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の答申内容を受けて決定する。

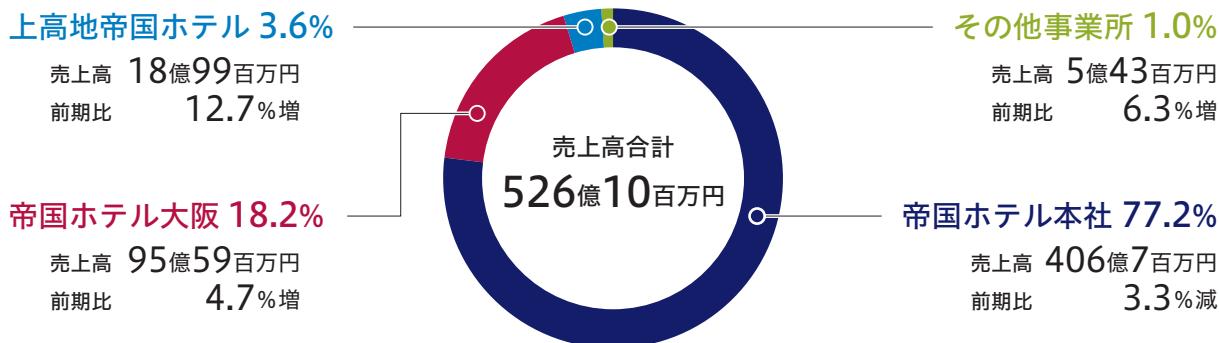
以上

## 業績ハイライト

### 【第184期（2024年4月1日～2025年3月31日）の連結業績】



### 【第184期（2024年4月1日～2025年3月31日）の事業別売上構成比】



## 1. 帝国ホテルグループの現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、欧州や中東における紛争、原材料やエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇が続く中、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかに回復してまいりました。

ホテル・観光業界におきましては、好調な国内観光需要や円安を背景としたインバウンドの増加に加え、企業収益の改善に伴い法人需要が伸長するなど、堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、再開発に向けてタワー館の営業規模を縮小する中、拡大する国内個人消費や旺盛なインバウンド需要を獲得すべく、高品質、高付加価値な商品・サービスを提供いたしました。加えて、法人需要の回復を捉え営業活動を強化するなど、売上げと利益の増進に努めてまいりました。その結果、ホテル事業における売上高は前年を上回ることができました。さらに、当社の市場調達力を活かし日本各地の逸品を販売するオンラインモール「ANoTHER IMPERIAL HOTEL」を開設するなど、新しいビジネスモデルにも挑戦してまいりました。

また、建て替えに向けた店舗移転費用の計上などがある中、遊休資産の活用やIT化の推進など生産性向上を図ることで利益の確保に努めてまいりました。

さらなるサステナビリティの推進に向けては、人権尊重の姿勢を一層明確にすべく「帝国ホテル人権方針」を公表したほか、サービスの提供過程で発生する食品廃棄物を飼料などに再資源化する食品リサイクルループの取り組みなどを行ってまいりました。

以上の結果、タワー館不動産賃貸事業の縮小の影響もあり、当期における当社グループの売上高は前期比1.4%減の526億10百万円、EBITDAは前期比30.4%減の40億45百万円、営業利益は前期比44.0%減の15億90百万円、経常利益は前期比37.4%減の20億62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比23.4%減の25億85百万円となりました。

※EBITDAとは、経常利益に支払利息及び減価償却費を加えた利益指標であり、当社は「中長期経営計画2036」において同指標を定量目標として掲げております。

当社グループの主要な事業所の状況は次のとおりであります。

### ■ 帝国ホテル 本社

宿泊につきましては、国内会員顧客の安定的な利用に加え、円安を背景としたインバウンド需要の増加により、稼働率は前期比3.0ポイント増の67.8%、また、高単価販売に努めた結果、一室単価も前期比5.5%増の66,519円となり、売上高は前期比7.9%増の108億52百万円となりました。

食堂につきましては、『インペリアルバイキング サール』や『レ セゾン』などが好調でしたが、2024年6月に『ラ ブラスリー』が閉店した影響で売上高は前期比4.1%減の61億29百万円となりました。

宴会につきましては、一般宴会は件数が減少したものの、大型宴会の増加により売上増となりました。婚礼は、件数の減少により売上減となりました。その結果、売上高は前期並みの116億62百万円となりました。

外販につきましては、ホテルショップ『ガルガンチュワ』における営業時間の延長やオーダーメイド商品などを提案する『ガルガンチュワ サロン』の併設による商品力向上に努めましたが、来客数が減少し、卸部門も低調だったことから、売上高は前期比15.3%減の26億99百万円となりました。

賃貸事業につきましては、タワー館のオフィスやショップが一部を除き2024年3月で営業を終了したことに伴い、売上高は前期比56.7%減の16億25百万円となりました。

その他の売上高は、サービス料、『ザ・クレストホテル柏』、『東京国際フォーラム』などの売上げを合算し、前期比8.3%増の76億37百万円となりました。

以上の結果、帝国ホテル本社の売上高は前期比3.3%減の406億7百万円を計上いたしました。

## ■ 帝国ホテル 大阪

宿泊につきましては、アジアを中心に個人・団体客が好調に推移し、繁閑に合わせた価格政策の実施により、稼働率は前期比9.7ポイント増の59.2%、一室単価も4.3%増の29,655円となり、売上高は前期比24.4%増の24億21百万円となりました。

食堂につきましては、稼働率の上昇に伴い朝食売上が増加したことに加え、高単価商品の販売が好調だったことから、売上高は前期比5.5%増の13億26百万円となりました。

宴会につきましては、一般宴会は大型宴会の増加などにより売上増となりましたが、婚礼は少人数化が進み、人数、件数が減少したことから売上減となりました。その結果、売上高は前期比5.3%減の37億57百万円となりました。

その他の売上高は、サービス料、賃貸、フィットネスクラブなどの売上げを合算し、前期比4.6%増の20億54百万円を計上いたしました。

以上の結果、帝国ホテル大阪の売上高は前期比4.7%増の95億59百万円を計上いたしました。

## ■ 上高地帝国ホテル

客室改修工事終了に伴い価格改定を実施したことや会員顧客向けに先行WEB予約を実施したことなどにより、客室稼働率は前期比1.3ポイント増の95.0%と高水準となり、食堂、売店も好調だった結果、上高地帝国ホテルの売上高は過去最高の18億99百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は145億35百万円であります。主なものは、日比谷再開発、帝国ホテル京都の開業に向けた支出、帝国ホテル本社のホテルショップ『ガルガンチュワ』の移転工事、上高地帝国ホテルの改修工事などであります。

なお、これらの設備投資にかかる所要資金は、全て自己資金を充当いたしました。

## (3) 資金調達状況

帝国ホテル京都開業における建築資金などに充当することを目的に取引金融機関2行との間にシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を2022年3月31日に締結いたしました。

なお、当期における借入実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後も、地政学的な緊張のさらなる高まりや世界的な通商政策の混乱など、先行き不透明な状況が続くものと想定され、継続する原材料費や労務費の上昇などと合わせて我が国の景気を下押しする懸念があります。しかしながら、当面は賃上げ継続に伴う所得環境の改善などを背景として個人消費は堅調に推移することが期待されます。

このような状況のもと、当社グループは帝国ホテル本社の営業規模が縮小する中でも、国内外の観光需要や法人宴会需要などの獲得に注力してまいります。

公表しております「中長期経営計画2036」は、フェーズIIを迎えており、一部営業を継続しているタワー館など、帝国ホテル本社の資産を最大限有効に活用していくことで売上げと利益の最大化に努めてまいります。帝国ホテル大阪では開幕した2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に伴う賓客や訪日外国人客を万全の態勢でお迎えするほか、上高地帝国ホテルにおきましても引き続き高品質なサービスを提供してまいります。

2021年3月に公表した帝国ホテル東京の建て替え計画につきましては、内幸町一丁目街区の再開発計画の進捗状況や近時の社会環境などに鑑み引き続き検討を行っていますが、今後も帝国ホテルブランドが50年、100年と継続していけるよう、本計画の推進を最重要課題と認識して取り組んでまいります。

4軒目の帝国ホテルブランドとなる帝国ホテル京都につきましては、2026年春の京都祇園での開業に向けて建築工事を着実に進めており、新組織を発足するなど社内体制を整備し、4月1日には総支配人及び料理長が就任いたしました。

「中長期経営計画2036」では従業員を当社の原点と位置づけ、従業員の育成と満足度を高めることでサービスレベルを向上させ、売上げと利益の伸長を図り、その収益を人材や設備への投資に充てるという理想的なサイクルを目指しています。

この原点である人的資本への投資として、ベースアップを含む継続的な賃上げや従業員の健康維持・向上に資する各種施策を推進いたしました。こうした取り組みが評価され、3月10日に経済産業省の「健康経営優良法人ホワイト500」に認定されました。引き続きSDGsの各課題に取り組み、持続的成長とともに企業としての社会的責任を果たしてまいります。

今後も当社の企業理念である「国際的ベストホテル」を目指し、全力で取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 帝国ホテルグループの財産及び損益の状況

区 分	第181期 (2021年度)	第182期 (2022年度)	第183期 (2023年度)	第184期(当期) (2024年度)
売 上 高(百万円)	28,617	43,772	53,335	52,610
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△ 7,827	1,652	3,296	2,062
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△ 7,886	1,951	3,377	2,585
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△ 66.47	16.45	28.46	21.79
総 資 産(百万円)	59,111	61,743	65,706	69,034
純 資 産(百万円)	37,970	40,000	43,036	45,347
1株当たり純資産額(円)	320.02	337.13	362.72	382.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 当社は2023年10月1日付で、普通株式1株につき2株に分割しております。これに伴い、第181期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第181期 (2021年度)	第182期 (2022年度)	第183期 (2023年度)	第184期(当期) (2024年度)
売 上 高(百万円)	28,317	43,368	52,845	52,093
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△ 7,945	1,497	3,199	1,959
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△ 7,957	1,835	3,319	2,512
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△ 67.05	15.46	27.97	21.17
総 資 産(百万円)	57,152	59,647	63,611	66,916
純 資 産(百万円)	36,681	38,365	41,423	43,180
1株当たり純資産額(円)	309.09	323.28	349.05	363.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 当社は2023年10月1日付で、普通株式1株につき2株に分割しております。これに伴い、第181期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(以下の事項は、特に記載のない限り、2025年3月31日現在の状況であります。)

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社帝国ホテルエンタープライズ	100百万円	100%	コミュニティホテルの運営及びレストラン、ホテル附带サービスの運営

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む3社であり、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容

ホテル及び料飲施設の運営・不動産賃貸事業並びにそれらに附帯するサービス事業活動を行っております。

(8) 主要な事業所

事業所	所在地
帝国ホテル本社	東京都
帝国ホテル大阪	大阪府
上高地帝国ホテル	長野県
ザ・クレストホテル柏	千葉県

(9) 従業員の状況

① 帝国ホテルグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,813名 (756名)	55名増 (6名増)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,736名 (458名)	54名増 (1名減)	39.2歳	14.8年

(注) ①、②とも従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 384,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 118,800,000株（うち自己株式数125,912株）
- (3) 株主数 15,217名（前期末比1,119名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 不 動 産 株 式 会 社	39,400千株	33.20%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	6,816	5.74
株 式 会 社 大 和 証 券 グ ル ー プ 本 社	6,004	5.05
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,544	4.67
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	5,252	4.42
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,132	3.48
清 水 建 設 株 式 会 社	3,500	2.94
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,341	2.81
鹿 島 建 設 株 式 会 社	3,220	2.71
三 機 工 業 株 式 会 社	2,163	1.82

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（125,912株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	定 保 英 弥	内部監査部担当
代表取締役専務員 専務執行役員	風 間 淳	企画部、プロジェクト推進部、不動産事業部担当
代表取締役常務員 常務執行役員	徳 丸 淳	技術ソリューション部、人事部、総務部担当、兼SDGs推進担当
取 締 役	筒 井 義 信	日本生命保険相互会社代表取締役会長 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役
取 締 役	日比野 隆 司	株式会社大和証券グループ本社特別顧問 大和証券株式会社特別顧問 信越化学工業株式会社社外取締役 三井不動産株式会社社外取締役
取 締 役	小 路 明 善	アサヒグループホールディングス株式会社会長
取 締 役	米 山 好 映	富国生命保険相互会社代表取締役社長 社長執行役員 富士急行株式会社社外取締役
取 締 役	寺 本 秀 雄	株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長 中外製薬株式会社社外取締役
取 締 役	野 瀬 裕 之	サッポロビール株式会社会長
取 締 役	徳 田 誠	三井不動産株式会社取締役 専務執行役員
取 締 役 員 執行役員	古 谷 厚 史	事業開発部担当、兼総務部長
取 締 役 員 執行役員	今 井 徹	経理部担当
取 締 役 員 執行役員	大和田 寛	プロジェクト推進部長
取 締 役 員 執行役員	八 島 和 彦	帝国ホテル東京総支配人
常 勤 監 査 役	田 村 麻理子	
監 査 役	金 澤 睦 生	
監 査 役	中 山 こずゑ	TDK株式会社社外取締役 株式会社南都銀行社外取締役
監 査 役	仲 浩 史	
監 査 役	広 川 義 浩	三井不動産株式会社常任監査役

- (注) 1. 取締役 筒井義信、日比野隆司、小路明善、米山好映、寺本秀雄、野瀬裕之、徳田 誠の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 中山こずゑ、仲 浩史、広川義浩の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 筒井義信、日比野隆司、小路明善の3氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 取締役 徳田 誠氏の兼職先である三井不動産株式会社と当社は、帝国ホテル東京の建つ内幸町一丁目街区再開発に伴う各種契約等を締結しております。
5. 常勤監査役 田村麻理子氏は、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を取得するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 金澤睦生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 田村麻理子氏の戸籍上の氏名は新田麻理子であります。職務上使用している氏名で表記しております。
8. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
9. 当期中及び決算期後の異動  
① 2024年6月25日開催の第183期定時株主総会において、新たに監査役に田村麻理子、広川義浩の両氏が選任され、就任いたしました。
- ② 同日、定時株主総会終結の時をもって、取締役 幸田雅弘氏及び監査役 宮新朋明、石神裕之の両氏が任期満了により退任いたしました。
- ③ 同日、定時株主総会終結後に開催されました取締役会において、代表取締役常務に徳丸 淳氏が再選され、就任いたしました。また、監査役会において新たに常勤監査役に田村麻理子氏が選定され、就任いたしました。
- ④ 2025年4月1日付にて、取締役の地位及び担当の変更をいたしました。

地 位	氏 名	担 当
取締役会長 会長執行役員	定 保 英 弥	
代表取締役社長 社長執行役員	風 間 淳	内部監査部担当
代表取締役副社長 副社長執行役員	徳 丸 淳	企画部、技術ソリューション部、 人事部担当、兼SDGs推進担当
取締役 常務執行役員	古 谷 厚 史	事業開発部、総務部担当
取締役 常務執行役員	大和田 寛	プロジェクト推進部、帝国ホテル京都、 不動産事業部担当

10. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。(2025年4月1日現在)

執 行 役 員	氏 名	担 当 ・ 職 務 名
常 務 執 行 役 員	杉 本 雄	総料理長兼東京料理長
執 行 役 員	加 藤 俊 也	プロジェクト推進部付
執 行 役 員	高 橋 義 幸	大阪料理長兼大阪調理部長
執 行 役 員	小 山 田 淳 次	人事部長
執 行 役 員	鈴 木 稔 樹	帝国ホテル大阪総支配人

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役、執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

## (3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の原案を、2022年10月28日開催の取締役会に諮り、決議いたしました。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

#### 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名報酬諮問委員会の答申内容を受け、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額固定報酬と業績連動報酬で構成し、社外取締役については主に監督機能を担うことから月額固定報酬のみとする。

#### 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 （報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、取締役会で決議した役員報酬規程で定める役位に応じた額を支給するものとする。

#### 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針 （報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、当社グループ全体の利益追求、企業価値向上の意識を高めるために各事業年度の連結経常利益を指標とした現金報酬とし、取締役会で決議した役員報酬規程で定める役位に応じて算出された額を毎月支給するものとする。

#### 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の割合については、当社の事業内容や規模と株主利益との連動性を高めることを踏まえた報酬ミックスとなるよう、取締役会で決議した役員報酬規程の算出方法に則るものとする。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月28日開催の第175期定時株主総会において、取締役の金銭報酬等の額は、年額450,000,000円以内（内 社外取締役40,000,000円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（内 社外取締役7名）です。また、監査役の金銭報酬等の額は、年額80,000,000円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬に加え、帝国ホテルグループ全体の利益追求・企業価値向上を意識し、連結経常利益を指標とした業績連動報酬等にて構成されております。株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ「役員報酬規程」に基づいた報酬であるか取締役会にて諮り、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		人員
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	292 ( 36 )	257 ( 33 )	35 ( 3 )	15名 ( 7名 )
監査役 (うち社外監査役)	52 ( 13 )	52 ( 13 )	— ( — )	7名 ( 4名 )
合計	344 ( 50 )	309 ( 47 )	35 ( 3 )	22名

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2024年6月25日に退任した取締役1名及び監査役2名の報酬が含まれております。  
 2. 業績連動報酬は、連結経常利益を指標としております。なお、上記業績連動報酬等の指標となる第182期は1,652百万円、第183期は3,296百万円です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	筒井 義信	当期開催の取締役会10回のうち9回に出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	日比野 隆司	当期開催の取締役会10回のうち8回に出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	小路 明善	当期開催の取締役会10回の全てに出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	米山 好映	当期開催の取締役会10回のうち9回に出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	寺本 秀雄	当期開催の取締役会10回の全てに出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	野瀬 裕之	当期開催の取締役会10回の全てに出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	徳田 誠	当期開催の取締役会10回のうち8回に出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役	中山 こずゑ	当期開催の取締役会10回のうち9回に出席、また、監査役会11回の全てに出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	仲 浩史	当期開催の取締役会10回の全てに出席、また、監査役会11回の全てに出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。
	広川 義浩	2024年6月の就任以来開催の取締役会8回のうち6回に出席、また、監査役会8回のうち6回に出席し、経営全般に対して、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場に立って公正かつ適切な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当期に係る報酬等の額	46百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）を決議しております。

### 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「帝国ホテルグループコンプライアンス基本規程」に従い、コンプライアンス体制の整備、定期的な教育、研修による周知徹底に努め、法令、定款、社内規則、社会通念等を遵守した職務遂行の体制を確立する。
- ② 社外取締役、社外監査役を選任することにより、取締役の監督機能の有効性を高める。
- ③ 当社およびグループ会社は、法令違反等に関する相談、通報ができる「ヘルプライン」を設置し、法令違反等を未然に防止する体制を整備する。
- ④ 監査役が重要な会議の出席、重要書類の閲覧などにより、取締役の職務遂行が法令および定款に適合することを検証し、監査機能の実効性の向上を確保できる体制を整備する。
- ⑤ 当社およびグループ会社における財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、内部統制を構築・運用し、定期的にその有効性を評価する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営会議等の議事録および関係資料等ならびに稟議書、決裁書等の取締役の職務執行にかかる重要な書類について、法令ならびに社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録、保存および管理し、取締役および監査役が常時閲覧可能とする体制を整備する。
- ② 個人情報保護や情報セキュリティに関する規程を整備し、重要な情報の安全性を確保する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する諸規程を整備し、各種リスクに対する予防策および発生時の対応策等について研修、訓練を実施し、リスク管理の実効性を向上させる。
- ② 定期的に「リスク管理委員会」を開催し、事業運営に伴う各種リスクの適正な分析・評価、予防措置、発生時の対応等を検討し、総合的なリスク管理体制を整備する。
- ③ 事業の特性として食に関わるリスク対策を最重要課題と捉え、「食の安全と信頼委員会」において当社およびグループ会社の食品安全管理基準を制定し、食の安全を確保する体制を構築・運用する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務分掌・権限規程、決裁規程等に基づき、意思決定ルール、職務分担と権限を明確化し、取締役の職務遂行の効率性を確保する。
- ② 「取締役会」を原則月1回開催するとともに、取締役会から委嘱された業務執行に関し「経営会議」を開催することにより意思決定の迅速化と職務遂行の適正性を図る。
- ③ 経営機能と業務執行機能の分離、強化を目的として執行役員制度を採用し、業務執行の機動性を高める。

## (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

- ① 当社は、社内規程において、グループ会社に定期的な報告および重要事項の決定に際しての、事前協議・報告を求めるほか、当社の取締役、執行役員および使用人をグループ会社の役員として派遣し、事業運営の適正性を確保する。
- ② 当社はリスク管理規程において、リスクの分類に応じて担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理する。
- ③ 当社はグループ会社における職務分掌、権限等組織に関する基準を策定し、グループ会社はこれに準拠した体制を構築・運用する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「帝国ホテルグループコンプライアンス基本規程」に従い、コンプライアンス体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助のため監査役の指揮命令下に専任スタッフを配置し、その任命・解任等の人事については監査役の同意を得る。

(7) 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社ならびにグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、法令および定款に違反する行為、あるいは著しい損害の生じる恐れのある事実の発生、またはその可能性が生じたときには、監査役に報告する。
- ② 当社ならびにグループ会社は監査役に報告を行った者に対し、それを理由として不利益な扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役および会計監査人と定期的に会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスクおよび監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効果的な監査ができる体制を確保する。
- ② 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の請求をしたときは、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対し、関係行政機関や地域企業等と連携し、関連情報の収集、共有化に努めるとともに、社会的責任において一切の関係を遮断すべく、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

- ① 「帝国ホテルグループコンプライアンス基本規程」に基づき、定期的な研修などを行い、職務を遂行するうえで、法令、定款、社内規則等を遵守することの重要性を周知し、当社およびグループ会社の役員・従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図っています。
- ② 財務報告の信頼性を確保すべく、内部統制の有効性評価を行いました。

### (2) リスク管理体制

- ① リスク管理に関する事項の意思決定機関である「リスク管理委員会」において、当社およびグループ会社のリスクの予防策および発生時の対応策等について適切に判断・決定しています。
- ② 当社およびグループ会社の食の安全を確保するために設置した「食の安全と信頼委員会」において制定の食品安全管理基準に基づき、食の安全管理全般の徹底を図っています。

### (3) 取締役の職務執行の体制

定期的に取り締役会を開催し、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な職務執行に係る事項の決定ならびに取り締役の職務執行の監督を行っています。

### (4) 企業集団における業務の適正を確保する体制

「関係会社管理規程」に基づき、定期的な報告や重要事項の決定に際して、当社の事前承認を得たうえで進めるなど、業務遂行の状況を管理・監督しています。

### (5) 監査役の職務遂行の体制

監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するとともに、代表取締役等と定期的に意見交換などを行い、監査内容の充実を図っています。

---

本事業報告中の金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。



概要



<https://www.imperialhotel.co.jp/company/plan>

**ビジョン - 目指すべき姿 -**

創業の精神を継ぐ「日本を代表するホテル」として、人を原点とする帝国ホテルブランドをより進化させる。また、いかなる経営環境下においても企業継続できる体制を構築し、来る2040年の開業150周年を目指す。

**フェーズⅠ 建て替え準備期間  
(2022～2023年度)**

サービスの最適化・見直しと  
更なる向上  
ウィズ/アフターコロナ期の外部  
環境変化への柔軟な対応  
⇒ コロナ禍からの早期回復  
を目指す

**フェーズⅡ タワー館建て替え期間  
(2024～2030年度)**

建て替え中の営業継続と  
雇用の確保  
東京事業所建て替えに伴う営業  
スペースや要員数変動への対応  
⇒ 営業継続と雇用確保を前提に  
建て替え計画を着実に遂行

**フェーズⅢ 本館建て替え期間  
(2031～2036年度)**

サービスの継承・更なる新たな挑戦  
日比谷本館の万全な体制での  
開業に向けて  
⇒ 日本を代表するホテルとして  
更なる飛躍を目指す

●2022年度 京都建設工事開始

★2026年春 京都開業  
★2029年度 中地区宴会場・ホテル竣工  
★2030年度 新タワー館竣工

(※)

●2024年度 現タワー館解体・新タワー館建築

●2031年度 現本館解体・新本館建築

**ビジョン - 基本戦略 -**

- ① グランドホテルの進化 : 日比谷本館建て替えによるハードウェア刷新と人材育成強化による  
ヒューマンウェアの充実をもって当社ブランド力を高める
- ② 企業としての安定的成長 : 今後のホテル事業を盤石の体制とするため、不動産事業等の拡充に  
より、収益力・財務基盤の強化を図る
- ③ 社会的課題の解決 : 当社企業活動の全てについてSDGs貢献度を最大限向上させる

※内幸町一丁目街区全体の再開発計画の進捗状況等を踏まえ、2024年度に予定していた現タワー館の解体着手は実施時期を再検討しております。

## フェーズII タワー館建て替え期間(2024～2030年度) 建て替え中の営業継続と雇用の確保

東京事業所建て替えに伴う営業スペースや要員数変動への対応 → **営業継続と雇用確保を前提に建て替え計画を着実に遂行**

重点課題：ハードの刷新と新規展開

### 2024年度の主な進捗

#### グランドホテルの進化

2024年5月10日に公表のとおり、2024年6月末日処に営業終了を予定していたタワー館ホテル事業のうち、客室の一部及び宴会場についてはタワー館の解体工事着工までの間暫定的に営業を継続しております。客室についてはサービスアパートメントとしての営業終了後ホテル客室として販売を再開し、インバウンド需要を中心とした取り込み強化に努めた結果、宿泊売上は大きく伸長しホテル事業合計売上も前年を上回りました。

	帝国ホテル本社				帝国ホテル大阪			
	2023年度	2024年度			2023年度	2024年度		
	実績	実績	増減	増減(%)	実績	実績	増減	増減(%)
宿泊稼働率※	64.8%	67.8%		+3.0pt	49.5%	59.2%		+9.7pt
宿泊一室単価(単位:円)※	63,058	66,519	+3,461	+5%	28,442	29,655	+1,213	+4%
宿泊売上(単位:百万円)	10,059	10,852	+793	+8%	1,947	2,421	+474	+24%
食堂売上(単位:百万円)	6,395	6,129	△265	△4%	1,257	1,326	+69	+6%
宴会売上(単位:百万円)	11,555	11,662	+106	+1%	3,966	3,757	△209	△5%
ホテル事業計(単位:百万円)	39,793	40,339	+546	+1%	9,134	9,559	+425	+5%

※ 本社の宿泊稼働率並びに一室単価にはサービスアパートメントを含めておりません。

※ ホテル事業計の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数字であります。

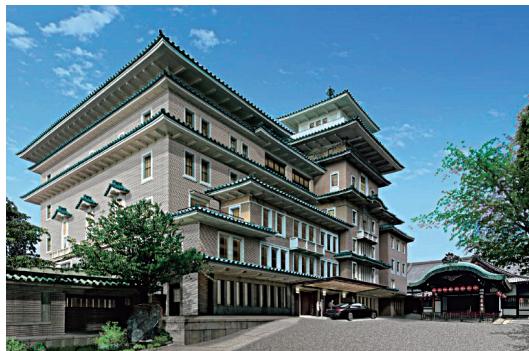
## 京都新規事業計画

2021年5月12日、京都・祇園甲部歌舞練場敷地内の弥栄会館の一部を保存活用した新規ホテル計画の実施を決定し、開業に向けた準備を推進してまいりました。

2024年度においてはホテル名称を「帝国ホテル 京都」に決定し、《京都のレガシー》と《伝統ある日本のホテルの最高のおもてなし》が掛け合わされた唯一無二の時間を過ごせる場所として、PRコンセプトを「次は、寛ぎの舞台へ」とすることを2025年1月29日に発表しました。

また、2025年4月1日付で独立した組織体制を立上げ、総支配人に坂田玲子、料理長に今城浩二が就任いたしました。

規模	地上7階、地下2階
主要用途	ホテル(55室)、レストラン、バー、ウェルネス施設(スパ、プール、フィットネスジム)他
竣工時期	2025年10月
開業時期	2026年 春



帝国ホテル 京都(本棟) 完成イメージ

「中長期経営計画2036」の重点課題の一つ【社会的課題の解決：当社企業活動の全てについてSDGs貢献度を最大限向上させる】に対し様々な施策を進めています。



<https://www.imperialhotel.co.jp/sustainability>

## 循環型社会の実現に向けて

### コーヒー豆かすによる食品リサイクルループ

帝国ホテル 東京において、宴会場やレストランで提供されたコーヒー抽出後の豆かすを、牛の飼料にリサイクルし、その飼料で育成された乳牛の牛乳を購入する再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の取り組みを進めています。

当社とリサイクル業者、酪農家が協働して食品リサイクルループの認定事業者となり、新たなパートナーシップを構築することで、持続可能性に配慮したサプライチェーンの推進を図っています。



### 廃食用油の航空燃料(SAF)へのリサイクル

廃食用油を原料として、持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel：SAF）を製造することにより、脱炭素社会を目指すプロジェクト「Fry to Fly Project」に参加しています。

帝国ホテル 東京、帝国ホテル 大阪、ザ・クレストホテル 柏で発生した廃食用油を回収し、製造されたSAFを航空燃料として使用します。これにより、CO<sub>2</sub>排出量をおよそ80%削減できます。

ホテル業と親和性の高い、交通機関の脱炭素への取り組みの一助となることで、持続可能な観光を推進してまいります。



## 人権方針

企業理念のもと、人権を尊重する心を育む人権啓発活動を通じて、人権を尊重する企業文化の醸成と企業活動全般にわたる取り組みを推進することにより、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすべく、人権方針を定めています。



【帝国ホテル人権方針】

<https://www.imperialhotel.co.jp/sustainability/policy>



## 人的資本と多様性の推進

中長期経営計画2036の各課題を達成するため、より多様な強みを持った人材が生き生きと力を発揮できる環境を整えることで、社会情勢やお客ニーズ等への対応力を有する組織を目指しています。

「人的資本と多様性の推進」における5つのテーマ

- ①多様性を組織の強みにする風土改革（対話の創出）
- ②働き方改革（生産性の向上）
- ③人材育成（人材への投資）
- ④健康経営（個の活性化）
- ⑤多様な人材の活躍（女性・障がい者・高齢者・グローバル人材）

### 「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)」ホワイト500に初認定

健康経営に優れた企業として、経済産業省と日本健康会議が推進する「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に、4年連続で認定されました。さらに、同部門の上位法人に付加されるホワイト500に初めて認定されました。

代表取締役社長を最高責任者とする健康経営推進体制を構築し、従業員を対象とする様々な施策、従業員食堂でのヘルシーメニューの提供、食イベントの開催、育児や介護と両立しやすい制度や環境の整備などが評価されました。



2025  
健康経営優良法人  
KENKO Investment for Health  
大規模法人部門  
ホワイト500

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,785</b>
現金及び預金	11,444
売掛金	3,010
有価証券	11,733
貯蔵品	776
その他	820
貸倒引当金	△ 1
<b>固定資産</b>	<b>41,249</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,085</b>
建物及び構築物	10,495
機械装置及び運搬具	353
器具及び備品	871
土地	6,554
建設仮勘定	10,810
<b>無形固定資産</b>	<b>1,598</b>
借地権	853
その他	745
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,565</b>
投資有価証券	5,822
敷金及び保証金	4,296
繰延税金資産	100
その他	345
<b>資産合計</b>	<b>69,034</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>7,545</b>
買掛金	1,120
未払金	887
未払法人税等	105
未払費用	1,948
前受金	795
預り金	233
賞与引当金	1,266
その他	1,187
<b>固定負債</b>	<b>16,141</b>
退職給付に係る負債	6,103
長期前受収益	6,310
長期預り金	1,877
資産除去債務	1,030
繰延税金負債	611
その他	208
<b>負債合計</b>	<b>23,686</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>43,666</b>
資本金	1,485
資本剰余金	1,378
利益剰余金	40,892
自己株式	△ 89
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,681</b>
その他有価証券評価差額金	1,350
退職給付に係る調整累計額	330
<b>純資産合計</b>	<b>45,347</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>69,034</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

科目	金額	
売上高		52,610
材料費		10,707
販売費及び一般管理費		40,312
営業利益		1,590
営業外収益		
受取利息及び配当金	126	
持分法による投資利益	40	
受取手数料	242	
その他	77	487
営業外費用		
支払手数料	15	15
経常利益		2,062
特別利益		
投資有価証券売却益	564	
固定資産売却益	1	565
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税金等調整前当期純利益		2,623
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等調整額	8	37
当期純利益		2,585
親会社株主に帰属する当期純利益		2,585

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 〈ご参考〉連結キャッシュ・フロー計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

科目	2024年度	2023年度	増減
営業活動による キャッシュ・フロー	7,063	4,201	2,861
投資活動による キャッシュ・フロー	△ 14,137	△ 3,073	△ 11,064
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 724	△ 718	△ 6
現金及び現金同等物の 増減額 (△は減少)	△ 7,799	409	△ 8,208
現金及び現金同等物の 期首残高	27,738	27,329	409
現金及び現金同等物の 期末残高	19,939	27,738	△ 7,799

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,485	1,378	39,018	△ 89	41,792	1,388	△ 145	1,243	43,036
当期変動額									
剰余金の配当			△ 712		△ 712				△ 712
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,585		2,585				2,585
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						△ 38	475	437	437
当期変動額合計	—	—	1,873	—	1,873	△ 38	475	437	2,311
当期末残高	1,485	1,378	40,892	△ 89	43,666	1,350	330	1,681	45,347

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 3 社

連結子会社の名称……株式会社帝国ホテルエンタープライズ  
株式会社帝国ホテルサービス  
株式会社帝国ホテルハイヤー

非連結子会社の名称…IMPERIAL HOTEL AMERICA, LTD.  
IMPERIAL HOTEL ASIA PTE. LTD.

#### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、純資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数…………… なし

持分法を適用した関連会社の数…………… 2 社

会 社 の 名 称…………… 株式会社帝国ホテルキッチン  
株式会社ニューサービスシステム

持分法を適用しない非連結子会社の名称… IMPERIAL HOTEL AMERICA, LTD.  
IMPERIAL HOTEL ASIA PTE. LTD.

#### 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度の適用に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ③重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定額法（一部定率法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

無 形 固 定 資 産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ④重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ⑤退職給付に係る会計処理の方法

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

## ⑥収益及び費用の計上基準

当社グループはホテル及び料飲施設の運営、それらに附帯するサービスの提供を中心とした「ホテル事業」及び不動産の賃貸を中心とした「不動産賃貸事業」を営んでおります。

これらの事業から生じる収益は主として顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

### ・ホテル事業に係る収益認識

主に宿泊、宴会、食堂、ホテル製品等の販売及びこれらに附帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスや製品等を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### ・不動産賃貸事業に係る収益認識

不動産賃貸事業は主に賃貸用マンションの賃貸を行っておりますが、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 税効果会計

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産残高	100百万円
繰延税金負債残高	611百万円
法人税等調整額	8百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、「税効果会計に係る会計基準」に従い、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させております。

当社グループでは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識することとしております。

繰延税金資産の回収可能性は、企業分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等の仮定に依存しております。

上記の仮定の変動によっては、翌連結会計年度において、帝国ホテル単体計算書類で繰延税金資産を再度計上する可能性があります。

(2) 退職給付に係る負債

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債残高 6,103百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、「退職給付に関する会計基準」や「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤退職給付に係る会計処理の方法」に従い、退職給付制度に関する将来給付に係る債務や当期の費用を計上しております。

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される仮定に基づき算出されております。これらの仮定には、割引率に加えて、従業員の年齢構成等の変動により影響を受ける昇給率、退職率、平均残存勤務期間等の要素が含まれております。

人事政策により従業員の年齢構成等が変わる等、実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件を変更した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 116,069百万円
- (2) 商品券発行等に係る供託金として、国債を東京法務局に差し入れており、有価証券38百万円及び投資有価証券153百万円に計上されております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	118,800千株	—	—	118,800千株

#### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	474百万円	4円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	237百万円	2円	2024年9月30日	2024年12月3日

#### (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	474百万円	4円	2025年3月31日	2025年6月25日

### 5. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主にホテル事業及び不動産賃貸事業の設備投資計画に必要性が生じた場合、資金（主に金融機関からの借入）を調達する方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

## ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。一時的な余資は、当社の運用方針に従い、主に格付けの高い預金または債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。なお、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

また、当社の経理部が、各部署あるいは連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

## ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)1を参照ください。）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」については現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,714	16,717	2
(2)敷金及び保証金	4,296	3,653	△ 642
資産計	21,011	20,371	△ 639
(1)長期預り金	1,877	1,493	△ 384
負債計	1,877	1,493	△ 384

### (注) 1 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場の非連結子会社及び関連会社株式	839
上記以外の非上場株式	2

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

### (注) 2 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
・国債	239	675	27	62
・社債	8,500	1,900	—	—
・その他	3,000	—	—	—
敷金及び保証金	1	3,295	—	1,000
合 計	11,740	5,870	27	1,062

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

## ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,368	—	—	2,368
国債	—	981	—	981
社債	—	3,869	—	3,869
資産計	2,368	4,851	—	7,219

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
社債	—	6,496	—	6,496
その他	—	3,001	—	3,001
(2)敷金及び保証金	—	3,653	—	3,653
資産計	—	13,151	—	13,151
(1)長期預り金	—	1,493	—	1,493
負債計	—	1,493	—	1,493

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している国債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、短期社債等の時価は、契約期間が短期のため、契約利率による割引現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

### 長期預り金

長期預り金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還するまでの預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### 賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

#### (1) 賃貸等不動産の概要

当社グループは、主として賃貸用マンション等を有しております。

#### (2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
3,202	6,310	9,512	10,916

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

賃貸用マンション2物件の取得 6,033百万円

#### 3. 時価の算定方法

当連結決算日における時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、一定の評価額及び適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて合理的に調整した金額によっております。

4. 開発中の物件は、開発の途中段階であることから、時価を把握することが難しいため、上表には含めておりません。なお、開発中の物件の前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、それぞれ1,998百万円及び2,794百万円です。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合 計
	ホテル事業				不動産 賃貸事業	
	客室	食堂	宴会	その他		
帝国ホテル本社	10,852	6,129	11,662	10,336	—	38,981
帝国ホテル大阪	2,421	1,326	3,757	1,619	—	9,124
その他	754	795	—	893	—	2,443
顧客との契約から生じる収益	14,029	8,251	15,419	12,849	—	50,550
その他の収益	—	—	—	1,786	273	2,060
外部顧客への売上高	14,029	8,251	15,419	14,636	273	52,610

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### ①契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	3,524	3,010
契約負債	927	890

連結貸借対照表において顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に該当し、契約負債は、「前受金」及び「流動負債その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債のうち、830百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。契約負債は、客室、食堂、宴会及びそれらに附帯するサービスの提供に対する前受金に主に関係するものです。

### ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる期間は以下の通りであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、商品券等の契約期間が1年超の契約は注記の対象に含めており、契約期間が1年以内の契約は注記の対象に含めておりません。

1年内	115百万円
1年超	115百万円
合計	230百万円

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	382.20円
(2) 1株当たり当期純利益	21.79円

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,248</b>
現金及び預金	9,948
売掛金	2,965
有価証券	11,733
貯蔵品	779
前払費用	136
未収入金	516
その他	169
貸倒引当金	△ 1
<b>固定資産</b>	<b>40,667</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,052</b>
建物	10,359
構築物	135
機械及び装置	309
車両運搬具	12
器具及び備品	870
土地	6,554
建設仮勘定	10,810
<b>無形固定資産</b>	<b>1,598</b>
借地権	853
その他	744
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,016</b>
投資有価証券	4,982
関係会社株式	391
長期貸付金	8
長期前払費用	73
敷金及び保証金	4,296
その他	263
<b>資産合計</b>	<b>66,916</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>7,506</b>
買掛金	1,112
未払金	887
未払法人税等	95
未払消費税	173
未払費用	2,070
前受金	795
預り金	216
前受収益	179
賞与引当金	1,195
その他	779
<b>固定負債</b>	<b>16,228</b>
退職給付引当金	6,243
長期預り金	1,825
資産除去債務	1,030
繰延税金負債	611
長期前受収益	6,310
その他	208
<b>負債合計</b>	<b>23,735</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>41,853</b>
資本金	1,485
資本剰余金	1,378
資本準備金	1,378
利益剰余金	39,065
利益準備金	371
その他利益剰余金	38,694
別途積立金	30,141
繰越利益剰余金	8,553
自己株式	△ 75
評価・換算差額等	1,327
その他有価証券評価差額金	1,327
<b>純資産合計</b>	<b>43,180</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>66,916</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

科目	金額	
売上高		52,093
材料費		10,640
販売費及び一般管理費		39,947
営業利益		1,505
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	98	
受取手数料	242	
その他	72	469
営業外費用		
支払手数料	15	15
経常利益		1,959
特別利益		
投資有価証券売却益	564	564
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税引前当期純利益		2,519
法人税、住民税及び事業税	7	
法人税等調整額	△0	6
当期純利益		2,512

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本						自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
				別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,485	1,378	371	30,141	6,753	37,265	△75	40,053	1,370	41,423
当期変動額										
剰余金の配当					△712	△712		△712		△712
当期純利益					2,512	2,512		2,512		2,512
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△43	△43
当期変動額合計	—	—	—	—	1,800	1,800	—	1,800	△43	1,757
当期末残高	1,485	1,378	371	30,141	8,553	39,065	△75	41,853	1,327	43,180

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定額法（一部定率法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

無 形 固 定 資 産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりです。

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

・退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社はホテル及び料飲施設の運営、それらに付随するサービスの提供を中心とした「ホテル事業」及び不動産の賃貸を中心とした「不動産賃貸事業」を営んでおります。

これらの事業から生じる収益は主として顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

### ・ホテル事業に係る収益認識

主に宿泊、宴会、食堂、ホテル製品等の販売及びこれらに付随するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスや製品等を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### ・不動産賃貸事業に係る収益認識

不動産賃貸事業は主に賃貸用マンションの賃貸を行っておりますが、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 税効果会計

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債残高	611百万円
法人税等調整額	△0百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (1)税効果会計  
②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

### (2) 退職給付引当金

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金残高	6,243百万円
-----------	----------

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2)退職給付に係る負債 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 95百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 407百万円

(3) 関係会社に対する長期金銭債務 9百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 115,961百万円

(5) 商品券発行等に係る供託金として、国債を東京法務局に差し入れており、有価証券38百万円及び投資有価証券153百万円に計上されております。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	330百万円
	仕入高	3,976百万円
	営業取引以外の取引高	38百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	125,912株	—	—	125,912株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

賞与引当金	365百万円
未払事業税	30
退職給付引当金	1,962
減損損失	674
資産除去債務	324
繰越欠損金	1,322
その他	2,392
繰延税金資産小計	7,071
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,322
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 5,749
評価性引当額小計	△ 7,071
繰延税金資産合計	—

### (繰延税金負債)

有形固定資産	△ 1百万円
その他有価証券評価差額金	△ 610
繰延税金負債合計	△ 611
繰延税金負債純額	△ 611

## 7. 関連当事者との取引に関する注記 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	三井不動産 レジデンシャル 株式会社	東京都 中央区	40,000	不動産事業	なし	土地の賃貸	地代の受取 地代収入(売上高) (注2)	6,548 98	前受収益 長期前受収益 長期預り金	98 6,310 300
							土地・建物等 の取得	土地・建物等の取得 (注3)	5,645	建物及び構築物 土地

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. 取引金額、期末残高には消費税等を含めておりません。

2. 取引金額については、入札の実施により決定しております。

3. 取引金額については、入札の実施及び第三者機関により算定された不動産調査報告書を勘案した上で決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 363.86円

1株当たり当期純利益 21.17円

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 帝国ホテル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 加奈子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 生 博文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社帝国ホテルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社帝国ホテル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 帝国ホテル  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽生 博文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社帝国ホテルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第184期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、公益社団法人日本監査役協会の定める監査役監査の基準を拠りどころとし、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社 帝国ホテル 監査役会

常勤監査役 田村 麻理子 ㊞

監査役 金澤 睦生 ㊞

社外監査役 中山 こずゑ ㊞

社外監査役 仲 浩史 ㊞

社外監査役 広川 義浩 ㊞

以上

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 東京《本館3階 富士の間》



## 交通のご案内

地下鉄 銀座駅 (徒歩5分)  
日比谷駅 (徒歩3分)  
内幸町駅 (徒歩3分)

JR 有楽町駅 (徒歩5分)  
新橋駅 (徒歩7分)

